

法務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔 令和7年8月28日
法 務 省 〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、法務省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、法務省が行うすべての事務及び事業を対象とする。

なお、法務省所管の日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）については、VIIに基づき取組を行うこととする。

II. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、法務省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、法務省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

法務省の船舶使用に伴う排出については、2030年度までは上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量削減に向けては、まずは実行可能な削減対策に率先して取り組むとともに、排出量の把握を行い、取組の進捗状況を点検することとする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。なお、矯正施設のうち、保安上設置することが困難である建築物は含まない。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

法務省の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED 照明の導入

LED 化が困難な理由がある建物を除き、既存設備を含めた法務省の LED 照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに法務省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

V. 措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

ア 法務省が新築する庁舎等の建築物における整備

法務省が新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 法務省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

法務省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

ペロブスカイト太陽電池の建築物等への導入を率先して進める。また、具体的な導

入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入する。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については、保安性能等の観点から困難であると判断したものを除き、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

イ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。

ウ 燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。

エ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。

オ 業務用エアコンの冷媒に用いられている HFC について、機器使用時の冷媒の漏洩を監視するとともに、機器廃棄時に HFC を適切に回収する。

カ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

法務省の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) LED 照明の導入

LED 化が困難な理由がある建物を除き、既存設備を含めた法務省全体の LED 照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併

せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までに法務省が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。この目標(60%)を超える電力についても、温室効果ガス排出の更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

(4) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、事務及び事業における率先調達に取り組む。

(5) CO₂吸収型コンクリートの活用

CO₂吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月19日閣議決定)、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年環境省告示第7号)等にのっとり3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)に努め、サーキュラーエコノミー(循環経済)を総合的に推進する。

(2) 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、排出の抑制、リサイクル及び熱回収に取り組む。

(3) 法務省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。また、法務省が後援等をする民間のイベントについても、同様の取組が行われるよう促す。

(4) 事務及び事業において、Scope3 出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

ア 全府省一斉定時退庁日(毎週水曜日)に本省等において20時までの庁舎の消灯に努めること、全府省一斉定時退庁日以外に職員ごとに定時退庁日を設定すること、業務見直しの推進、定型業務のICTを活用した業務の効率化、照会等の業務や会議

- 等の運營業務の効率化等の取組を実施することにより、超過勤務の縮減を図る。
- イ 年次休暇の取得日数を年間15日以上とする2025年までの数値目標の達成に向けて、休暇予定表による把握・情報共有等により、年次休暇の一層の取得促進を図る。
- ウ テレワーク、早出遅出勤務及びフレックスタイム制の活用等により、働く時間と場所の柔軟化による効率的な勤務態勢の推進を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ア 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- イ 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ウ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、「法務省温室効果ガス排出削減実施計画推進本部」(以下、「推進本部」という。)において実施するものとし、本計画の推進・評価・点検の管理統括は、本部長が行う。

なお、本計画の点検結果については、毎年度、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、取りまとめ結果をホームページ等適切な方法を通じ公表する。

1. 推進本部の体制

- (1) 本部長は、大臣官房長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、大臣官房政策立案総括審議官、同秘書課長、同人事課長、同会計課長、同国際課長、同施設課長及び厚生管理官をもって充てる。
- (3) 構成員は、次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に構成員を指名することができる。
- ア 民事局総務課長
- イ 刑事局総務課長
- ウ 矯正局総務課長
- エ 保護局総務課長
- オ 法務総合研究所総務企画部付

カ 出入国在留管理庁総務課長

キ 公安調査庁総務課長

(4) 事務局は、大臣官房秘書課が行う。

2. 推進本部及び事務局の業務

(1) 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

ア 実施計画の改定案の作成に関すること。

イ 実施計画の推進に関すること。

ウ 実施計画の点検及びその公表に関すること。

(2) 事務局は、次に掲げる業務を行う。

ア 推進本部の運営に関すること。

イ 実施計画の点検及びその公表に関すること。

Ⅶ. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

法テラスに対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、当該法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、Ⅵの実施状況の点検を通じて行う。

Ⅷ. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

法務省における組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画は別紙のとおりとする。排出削減計画は、まず2030年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。

【法務省全体】
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	6,809,716	4,870,571	4,766,801	-30.0%
施設の電気使用	kgCO2	143,642,693	75,132,508	25,631,664	-82.2%
(電気使用量)	kWh	296,319,810	310,038,773	256,316,636	-13.5%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.48	0.24	0.25	-0.23%
施設の燃料使用	kgCO2	121,642,191	106,392,546	105,220,495	-13.5%
その他	kgCO2	1,012,095	600,826	1,011,083	-0.1%
合計	kgCO2	273,106,695	186,996,450	136,630,043	-50.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%	33 (2023年度件数:189件)	50 (285件)
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	46 (2023年度)	100
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	37 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	21 (2023年度)	60

※2023年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

【本省】

温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	88,486	67,120	52,561	-40.6%
施設の電気使用	kgCO2	4,348,944	0	803,331	-81.5%
(電気使用量)	kWh	11,466,984	16,272,542	9,563,465	-16.6%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.38	0.00	0.21	-0.17%
施設の燃料使用	kgCO2	764,203	1,622,973	589,965	-22.8%
その他	kgCO2	0	0	0	—
合計	kgCO2	5,201,633	1,690,093	1,445,857	-72.2%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	91 (2023年度)	100
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	36 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30 (2023年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

- ・電気設備等の更新に当たり、省エネルギー型の設備を導入する。
- ・公用車にアイドリングストップ装置やVICS対応車載器を設置する。
- ・公用車の購入に際しては、低公害車の導入を図る。

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・庁舎内の温度管理を徹底する。
- ・公用車の燃費管理等を徹底する。
- ・事務機器、照明のこまめな消灯を行う。
- ・エレベータ等の省エネルギー運転を行う。

(3) その他

- ・温室効果ガス排出が相対的に少ない燃料等を利用する。

【法務局】

温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	1,147,111	612,341	573,556	-50.0%
施設の電気使用	kgCO2	25,458,391	12,086,702	12,729,196	-50.0%
(電気使用量)	kWh	54,788,236	43,740,881	27,394,118	-50.0%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.46	0.28	0.25	-0.21%
施設の燃料使用	kgCO2	7,617,033	7,061,986	3,808,516	-50.0%
その他	kgCO2	56,142	72	28,071	-50.0%
合計	kgCO2	34,278,677	19,761,100	17,139,338	-50.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	59 (2023年度)	100
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	31 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	25 (2023年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

・LED照明の導入

・OA機器・電気機器の購入に当たり、省エネルギー型の機器を購入する。

・太陽光発電設備又は風力発電設備の導入

(2) 運転・管理等ソフト対策

・空調機の適正な温度管理によりエネルギー使用量の削減を図る。

・OA機器の不使用时の電源オフ及び節電機能の活用並びに不要箇所の消灯及び事務に支障がない程度の照明の間引きにより電気使用量の削減を図る。

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、各法務局・地方法務局会計課長とする。

(2) 法務局・地方法務局会計課長は、対策の徹底を図るため、会議において対策の徹底について伝達する。

【検察庁】
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	1,084,867	679,832	542,433	-50.0%
施設の電気使用	kgCO2	17,830,934	11,003,407	8,915,467	-50.0%
(電気使用量)	kWh	39,414,979	32,687,912	19,707,490	-50.0%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.45	0.34	0.25	-0.20%
施設の燃料使用	kgCO2	6,222,681	4,693,864	3,111,341	-50.0%
その他	kgCO2	86,485	226	43,243	-50.0%
合計	kgCO2	25,224,968	16,377,329	12,612,484	-50.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	76 (2023年度)	100
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	31 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	20 (2023年度)	60

- 主な削減対策と削減効果
 - (1) 設備改修等ハード対策・OA機器
 - ・電気機器の更新に当たり、省エネルギー型の機器を積極的に購入する。
 - (2) 運転・管理等ソフト対策
 - ・冷暖房等の空調の省エネルギー運転(停止を含む。)及び必要に応じたエレベータの使用制限を行う。
 - ・OA機器、照明スイッチの適正な管理を行う。
- 推進体制
 - (1) 対策の実施責任者は、各検察庁会計課長(用度課長が設置されている場合は、用度課長。以下同じ)とする。
 - (2) 検察庁会計課長は、温室効果ガス削減目標の達成に向け、毎月、光熱水料の使用量を全職員にメールで伝達し、一層の協力を求める。

【矯正管区・矯正施設】
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	3,242,723	2,594,540	2,269,906	-30.0%
施設の電気使用	kgCO2	81,435,063	38,364,329	24,404,533	-70.0%
(電気使用量)	kWh	157,448,602	180,120,077	97,618,133	-38.0%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.52	0.21	0.25	-0.27%
施設の燃料使用	kgCO2	101,908,836	87,144,475	66,240,744	-35.0%
その他	kgCO2	867,771	597,323	780,993	-10.0%
合計	kgCO2	187,454,392	128,700,667	93,696,176	-50.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	26 (2023年度)	100
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	37 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	22 (2023年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

・OA機器・電気機器の購入に当たり、省エネルギー型の機器を購入する。

(2) 運転・管理等ソフト対策

・庁舎内の冷暖房温度の適正管理、昼休み中の消灯、定期的な機器の清掃を実施する。

・収容施設の入浴について、温度・沸かし時間の徹底管理を行い、また、炊事については、献立を工夫して効率のよい調理方法に努めることで、調理時間の短縮により、ガスの使用量の抑制を図る。

・公用車の燃費の適正管理と効率的な利用を行う。

(3) その他(農業関連)

○ 推進体制

(1) 各庁において、削減対策の実施責任者を指定し、対策の徹底を図るため、すべての課の責任者で構成される委員会を設置するなどし、削減への取組を検討するとともに、全職員への周知徹底を図る。

(2) 各庁の用度課又は庶務課において、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員に伝達する。

【地方更生保護委員会・保護観察所】
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	232,293	165,906	116,146	-50.0%
施設の電気使用	kgCO2	2,303,188	1,584,355	1,151,594	-50.0%
(電気使用量)	kWh	4,995,169	4,658,277	2,497,585	-50.0%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.46	0.34	0.25	-0.21%
施設の燃料使用	kgCO2	1,014,602	843,362	507,301	-50.0%
その他	kgCO2	28	0	14	-50.0%
合計	kgCO2	3,550,110	2,593,622	1,775,055	-50.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%	— (2023年度件数:0件)	—
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	83 (2023年度)	100
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	43 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	16 (2023年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

- (1) 設備改修等ハード対策・OA機器
 - ・省エネルギー型のOA機器・電気機器を購入する。
- (2) 運転・管理等ソフト対策
 - ・不要な照明の消灯を徹底する。
 - ・冷暖房等の空調の省エネルギー運転を行う。
 - ・公用車の走行距離・燃費の適正管理と効率的な利用を行う。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、各委員会総務課長とし、対策の徹底を図るため、各課1名ずつの委員で構成される対策委員会を設置する。
- (2) 各委員会総務課において、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策委員会に報告するとともに、全職員に伝達する。

【地方出入国在留管理局】
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	585,139	499,967	292,569	-50.0%
施設の電気使用	kgCO2	6,474,912	8,709,843	3,237,456	-50.0%
(電気使用量)	kWh	14,723,662	22,846,074	7,361,831	-50.0%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.44	0.38	0.25	-0.19%
施設の燃料使用	kgCO2	1,969,722	2,887,201	984,861	-50.0%
その他	kgCO2	0	2,642	0	—
合計	kgCO2	9,029,773	12,099,654	4,514,887	-50.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%	— (2023年度件数:3件)	—
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	39 (2023年度)	100
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	73 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	13 (2023年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

- ・LED照明の導入
- ・次世代自動車の導入と公用車台数の見直し

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ・温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ・超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、法務省出入国在留管理庁総務課長とし、対策の徹底を図るため、各地方出入国在留管理官署にCO2削減対策委員会(仮称)を設置する。当該委員会は、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者に報告する。

(2) 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加及びソフト対策の強化を指示する。

【入国者収容所】
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	19,227	12,722	9,613	-50.0%
施設の電気使用	kgCO2	2,984,961	960,727	1,492,480	-50.0%
(電気使用量)	kWh	6,756,804	2,563,332	3,378,402	-50.0%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.44	0.37	0.11	-0.33%
施設の燃料使用	kgCO2	976,892	683,260	488,446	-50.0%
その他	kgCO2	1,401	0	700	-50.0%
合計	kgCO2	3,982,480	1,656,710	1,991,240	-50.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	36 (2023年度)	100
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	71 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	9 (2023年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

- (1) 設備改修等ハード対策・OA機器
 - ・LED照明の導入
 - ・次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- (2) 運転・管理等ソフト対策

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、法務省出入国在留管理庁総務課長とし、対策の徹底を図るため、各地方出入国在留管理官署にCO2削減対策委員会(仮称)を設置する。当該委員会は、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者に報告する。
- (2) 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加及びソフト対策の強化を指示する。

【法務総合研究所】
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	2,272	0	1,017	-55.2%
施設の電気使用	kgCO2	1,277,985	911,492	638,993	-50.0%
(電気使用量)	kWh	3,491,613	3,139,616	1,745,807	-50.0%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.37	0.29	0.25	-0.12%
施設の燃料使用	kgCO2	471,072	475,622	235,536	-50.0%
その他	kgCO2	0	0	0	—
合計	kgCO2	1,751,329	1,387,114	875,546	-50.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	— (2023年度)	—
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	32 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	21 (2023年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

- ・蛍光灯のLED化を実施する。
- ・省エネルギー対策がされている電気機器並びにカーテン及びブラインドに更新する。

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・公用車の運行の削減に努める。
- ・昼休み等に不必要な照明を消灯する。
- ・冷暖房の設定温度を見直し、運転時間を削減する。
- ・研修員に対し、寮における冷暖房の設定温度の見直し、運転時間の削減、入浴時間の短縮等を促す。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、総務企画部付とし、対策の徹底を図るため、総務企画部の総務課長、企画課長、首席研究調査官、各首席専門官、各統括専門官で構成される委員会を設置する。
- (2) 総務課において、適時、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員に省エネルギー対策の実施をメール等で促す。
- (3) 総務企画部付は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部、各事務部門にソフト対策の強化を指示する。

【矯正研修所】
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	2,068	0	724	-65.0%
施設の電気使用	kgCO2	452,957	578,346	143,554	-68.3%
(電気使用量)	kWh	926,154	1,499,587	574,215	-38.0%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.49	0.39	0.25	-0.24%
施設の燃料使用	kgCO2	296,786	510,490	231,493	-22.0%
その他	kgCO2	0	1	0	—
合計	kgCO2	751,812	1,088,836	375,771	-50.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	—	—
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	42 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	5 (2023年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

・OA機器・電気機器の購入に当たり、省エネルギー型の機器を購入する。

(2) 運転・管理等ソフト対策

・教室等の冷暖房温度の適正管理、休憩時間中の消灯、定期的な機器の清掃を実施する。

・研修員の入浴について、温度・沸かし時間の徹底管理を行い、また、炊事については、献立を工夫して効率のよい調理方法に努めることで、調理時間の短縮により、ガスの使用量の抑制を図る。

・公用車の燃費の適正管理と効率的な利用を行う。

○ 推進体制

(1) 削減対策の実施責任者を指定し、対策の徹底を図るため、研修員も含んだ削減への取組を検討するとともに、全職員への周知徹底を図る。

(2) 庶務課において、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、全職員に伝達することで節電、節水等への意識の高揚を図る。

【公安調査局】
温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2023年度	2030年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kgCO2	405,531	238,142	283,871	-30.0%
施設の電気使用	kgCO2	1,075,357	933,308	219,223	-79.6%
(電気使用量)	kWh	2,307,607	2,510,475	2,192,226	-5.0%
(排出係数)	kgCO2/kWh	0.47	0.37	0.25	-0.22%
施設の燃料使用	kgCO2	400,364	469,314	340,309	-15.0%
その他	kgCO2	269	562	0	-100.0%
合計	kgCO2	1,881,521	1,641,325	843,403	-55.2%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(設置済件数)	%
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	45 (2023年度)	100
LED照明の導入割合(LED化が困難な理由がある建物を除く)	%	53 (2023年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	14 (2023年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策・OA機器

- ・公用車の購入に際しては、低公害車の導入を図る。
- ・OA機器・電気機器の購入に当たり、省エネルギー型の機器を購入する。

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・昼休み時における消灯の推進及び直近階への移動時の階段利用の推進を積極的に図る。
- ・公用車の利用に際しては、可能な限り公共交通機関等環境負荷の低い移動手段の利用に努める。

(3) その他

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、各公安調査局総務部長とし、対策の徹底を図るため、局管内の会議における議題として定期的にとりあげる。

(2) 各公安調査局総務部会計担当において、毎月、電気・ガスの使用量を基にCO2排出量及び目標達成の見込みを把握し、各公安調査局総務部長に報告するとともに、全職員に伝達する。

(3) 各公安調査局総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、ハード対策及びソフト対策の強化を指示する。